

一宮市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び一宮市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和2年条例第50号)に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第21条の5の15第1項の規定による指定の申請及び第21条の5の16第1項の規定による更新の申請は、指定障害児通所支援事業者指定(更新)申請書(様式第1号)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定又は更新をしたときは指定障害児通所支援事業所指定(更新)通知書により通知するものとする。

3 指定障害児通所支援事業者の指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(変更の申請)

第3条 法第21条の5の20第1項の規定による変更の申請は、指定障害児通所支援事業者指定変更申請書(様式第2号)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合において、指定の変更をしたときは指定障害児通所支援事業者指定変更通知書により通知するものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第21条の5の20第3項及び第4項の規定による届出は、変更に係るものにあつては指定障害児通所支援事業者変更届出書(様式第3号)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書(様式第4号)により、それぞれ行うものとする。

(公示)

第5条 市長は、法第21条の5の25の規定に基づき次に掲げる事項を公示するものとする。

- (1) 指定等に係る指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る事業の種類

(5) 事業の主たる対象者

(6) 事業所番号

(帳票)

第7条 この要綱の施行に関し必要な帳票の名称は、別表に定めるとおりとし、その様式は、当該事務を所管する部長が別に定める。

(その他)

第8条 この要綱に規定するもののほか、指定障害児通所支援事業者の指定等に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 市長は、この要綱の施行の日前においても、指定障害児通所支援事業者の指定等に関し必要な業務を行うことができる。

別表（第7条関係）

帳票番号	帳票の名称
様式第1号	指定障害児通所支援事業者指定（更新）申請書
様式第2号	指定障害児通所支援事業者指定変更申請書
様式第3号	指定障害児通所支援事業者変更届出書
様式第4号	指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書